

## 公 告

国際観光旅客税法施行令（平成30年政令第161号）第8条第1項及び同条第2項並びに消費税法施行令（昭和63年政令第360号）第18条の6第1項及び同条第2項並びに租税特別措置法施行令（昭和32年政令第43号）第46条の8の7第1項及び同条第2項の規定に基づき、税関官署の管轄及び税関官署の長に委任する税関長の権限の範囲等について下記のとおり定め、令和4年7月1日から適用することとしたので、国際観光旅客税法施行令第8条第3項、消費税法施行令第18条の6第3項及び租税特別措置法施行令第46条の8の7第3項の規定に基づき、公告する。

令和4年6月27日

横浜税関長 宇野 雅夫

### 記

- 1 税関官署の管轄の一部を次のように改正する。  
別紙1「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。
- 2 国際観光旅客税法等に基づく税関長権限委任規則（平成31年達第2号）の一部を次のように改正する。  
別紙2「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

## 新 旧 対 照 表

(下線部は改正部分)

改 正 後		改 正 前	
○ 税関官署の管轄		○ 税関官署の管轄	
税関官署名	管轄	税関官署名	管轄
	(省 略)		(同 左)
	<u>(削 除)</u>	川崎税関支署 東扇島出張所	神奈川県のうち <u>川崎市川崎区東扇島</u> (川崎外郵出張所の管轄に属する地域を除く。)
	(省 略)		(同 左)

## 新 旧 対 照 表

(下線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前
<p>○ 国際観光旅客税法等に基づく税関長権限委任規則（平成31年達第2号）</p> <p><b>（権限委任の制限）</b></p> <p><b>第3条</b> 旅客令第8条第2項、消費令第18条の6第2項及び租特令第46条の8の7第2項の規定に基づき、次に掲げる税関出張所等の長については、旅客令第8条第1項第2号、消費令第18条の6第1項第2号及び租特令第46条の8の7第1項第2号に掲げる権限の全部を制限する。</p> <p>鹿島税関支署つくば出張所、横浜税関宇都宮出張所、千葉税関支署船橋市川出張所、千葉税関支署姉崎出張所、横浜税関大黒埠頭出張所、横浜税関本牧埠頭出張所及び横浜税関川崎外郵出張所</p>	<p>○ 国際観光旅客税法等に基づく税関長権限委任規則（平成31年達第2号）</p> <p><b>（権限委任の制限）</b></p> <p><b>第3条</b> 旅客令第8条第2項、消費令第18条の6第2項及び租特令第46条の8の7第2項の規定に基づき、次に掲げる税関出張所等の長については、旅客令第8条第1項第2号、消費令第18条の6第1項第2号及び租特令第46条の8の7第1項第2号に掲げる権限の全部を制限する。</p> <p>鹿島税関支署つくば出張所、横浜税関宇都宮出張所、千葉税関支署船橋市川出張所、千葉税関支署姉崎出張所、横浜税関大黒埠頭出張所、横浜税関本牧埠頭出張所、<u>横浜税関川崎外郵出張所</u>、<u>川崎税関支署東扇島出張所</u></p>